令和４年5月15日発行第545号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

5
May. 2022
No.545

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

2022年
5月号

CONTENTS

1	目次
2	栃木県行政書士会の動き
2	〇令和４年度第１回理事会開催
2	〇Ｚｏｏｍ初心者研修会
3	〇新入会員向け研修会
4	〇建設業財務諸表作成研修会の開催
4	申請取次行政書士の動向
5	職務上請求書管理委員会より
6	高齢者等生活サポート項目集
１０	支部だより
１１	日行連だより
１２	栃木県行政書士会カレンダー（６月）
１２	業務情報
１４	おじゃましま～す！
１５	支局かわら版（栃木）
１６	研修会のお知らせ
１８	会員の動き

No. 545

今月の表紙

おしらじの滝（矢板市）

令和４年度第１回理事会開催

４月１５日（金）１３時３０分からコンセーレ（栃木県青年会館）２階アイリスホール・開会に続きご逝去に対し、黙祷。

報告事項

（１）令和４年度定期総会開催について
（２）日本行政書士会連合会の近況について
（３）令和３年度行政書士試験の結果について
（４）会員に対する懲戒処分について
（５）職務上請求書管理委員会の委員及び開催の経過について
（６） デジタルシフト推進委員会の委員について

議長の就任及び議事録署名人・書記の任命の後、議案審議に入る。

議案審議

議案第１号　令和４年度顕彰候補者について
議案第２号　栃木県行政書士会旅費規程の改正について
議案第３号　総会に付議すべき事項について
総会議案第１号　令和３年度事業報告並びに同決算について
総会議案第２号　令和４年度事業計画並びに同予算について
総会議案第３号　綱紀委員の補欠選任について
総会議案第４号　日本行政書士会連合会定時総会に関する事項について
議案第４号　議案第２号及び第３における字句の一部修正委任について

いずれも可決された。

協議事項

定期総会後の会員による懇親会について

以上をもって閉会した。

（広報部　小平磨弓）

Ｚｏｏｍ初心者研修会

４月１９日（火）１３時３０分から１４時３０分まで、栃木県行政書士会２階会議室にて、「Ｚｏｏｍの使い方研修会」が会場参加者５名にて開催されました。

開催挨拶にて、デジタルシフト推進委員会室賀委員長より、本年４月１日に設立されました、デジタルシフト推進委員会についてご紹介を頂きました。

挨拶の後に、宇都宮支部の金田会員を講師に、会場受講者が持参したノートパソコン等からインターネットへの接続、Ｚｏｏｍのダウンロード、研修会へのログインの仕方を教えて頂きました。参加者の皆様が、緊張しながらパソコン操作をし、ログインできた時はあふれんばかりの喜びの表情が窺えました。

実際に参加しながら、発言をする際のミュートの使い方、画面の表示の仕方、チャットによる会話など、Ｚｏｏｍの基本の使い方を丁寧に教えて頂きました。

初めのうちは、どこかぎこちなさがありましたが、進めていくうちに操作がスムーズになり、Ｚｏｏｍを習得されたのではないでしょうか。

今後開催されるＺｏｏｍ研修会や会議、打ち合わせなどに活かして頂けたらなと思います。

（中小企業支援部　西川育美）

新入会員向け研修会

３月２４日（木）１３時から栃木県教育会館・小ホールにおいて、総務部主催の新入会員を主な対象とした「行政書士の取扱い業務」についての研修会が開催されました。

本年も前年と同様に感染拡大防止のため、実務に直結する内容のみを短時間で集中的に行う対面形式となりましたが、３２名の会員の参加がありました。

まず、安野光宣会長より、あいさつ及び開業当時から現在に至るまでの主な行政書士業務の概要、職務上請求書の注意点等の説明から始まりました。そのなかで、「新入会員もベテランの会員も、同じ会員として、お互いに対等な関係にある。」との示唆に富む話しがあり、印象に残りました。

続いて、多岐にわたる「行政書士の取扱い業務」について、業務関連６部の各分掌に基づき、各講師から実際の現場での実務経験を踏まえて、具体的な業務について次のような解説がありました。

【土地利用関係業務】農地転用・開発行為等に関する業務、その業務に関連する不服申立て手続代理等の特定行政書士業務の事例について
〔講師　土地利用開発部長　佐藤栄一会員〕

【運輸交通・警察関係業務】主に車庫証明、車両登録、出張封印、貨物自動車運送事業、風俗営業許可等に関係する業務について
〔講師　運輸交通風営部長　相山有美会員〕

【国際業務】国際関係業務、申請取次等の業務及び注意点について
〔講師　国際部長　深見史会員〕

【中小企業支援業務】事業復活支援金に関連する業務について
〔講師　中小企業支援部長　河田力会員〕

【建設業・環境関係業務】建設業、産業廃棄物収集運搬業に関連する業務について
〔講師　建設環境部長　江藤正巳会員〕
【権利義務または事実証明に関する書類作成等の業務について】
〔講師　市民法務部専門員　細見愛子会員〕

研修会は３時間以上に及びましたが、実務経験でしか得られない業務に取組む際の注意点を実例を交えて取り上げられるなど、貴重な研修内容に参加者の皆様は終始熱心に耳を傾けられていました。

研修会の最後には、行政書士法に基づく代理権について、いわゆる「代書人説」と改正行政書士法による「代理人説」の各立場からの意見交換がありました。

行政書士業務の進歩改善を図るためにも、会員同士が対等な立場において、お互いを理解し、相手と「違う」ところを認め合い、寄り添い傾聴することの大切さも参加型で実体験できる有意義な研修会であったと思われます。

（総務部　青木裕一）

ⓒ高井研一郎

建設業財務諸表作成研修会の開催

４月２５日（月）１３時３０分より、栃木県行政書士会館２階において建設業財務諸表作成研修会が開催されました。

受講者は２４名（会場８名　Ｚｏｏｍ１６名）で、講師はワイズ公共データシステム株式会社荻原隆仁様、西方ふみこ様にお願いしました。

内容としては「財務諸表作成の留意点」「財務諸表作成実習」という構成です。途中、分析申請でよくある問い合わせ事例を交えながら、実際に財務諸表を作成してみました。

決算書の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書から注記表まで解説を交えながら、例題に数字を書き込んでいきます。その他にも細かな注意点について解説していただきました。

まったく建設業の業務経験がないという受講者でも、わかりやすかったのではないでしょうか。

また、業務の経験があるという受講者にも知識として知らなかった部分も少なからずあったと思います。

財務諸表作成について特化した資料はなかなかないので、今回の研修会は個人的にも収穫が多く、勉強になりました。

今後も、このように業務について具体的な研修会を企画していきたいと思います。その際、ご興味のある方はお気軽にご参加ください。

（建設環境部　片柳秀明）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（４月）	３名
更新申出（４月）	１０名
有効期限切れによる減少	１名
退会による減少	１名
申請取次行政書士（４月末現在）	１５２名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：５月３１日（木）　受付日：６月８日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【令和４年５月末日に届出済証明書有効期限を迎える方で、４月ＶＯＤの実務研修会の修了証書を使って更新手続きを予定している方は、手続きについて、事前に栃木会事務局までご相談ください。】

「日本行政４月号」４２ページに年間の開催日程と修了証書発送予定日が掲載されております。
新規・更新とも、受講予定の方は日程・申込期間をご確認ください。

今月号では、会員の皆様の使用頻度の多い相続業務の中で、特に遺産分割協議書及び相続関係説明図の作成に必要な職務上請求書の記載方法について、確認作業の中で気づいた点をご紹介致します。

１．請求の種別欄

該当箇所にチェックを入れますが、ここで注意していただきたいことは、必要以上の情報を取得しないことです。被相続人の方が高齢者で兄弟相続の場合には、相続人の方がなくなられている可能性があるため、そのお子様の戸籍を取得する必要性から謄本を請求しますが、相続人の年齢等を勘案し、個人情報保護のためできるだけ抄本を請求していただきたいと思料します。

２．請求に係る者の氏名・範囲の欄

請求に係る者の氏名及び被相続人との関係を記載してください。

記載例）栃木　一男（被相続人の長男）

また、確認作業をしている中で、生年月日が記載されていないものが散見されます。相続業務では、まず被相続人の出生から死亡までの戸籍を取得するため、被相続人の生年月日が不明の場合は記載できないこともありますが、相続人の生年月日は取得した戸籍から判明しているので、必ず記載してください。

３．利用目的の種別の欄

（１）業務の種類

行政書士業務として職務上の請求が必要であることが判別できるように記載してください。

（行政書士業務がわかる適切な記載例）
遺産分割協議書の作成、相続関係図の作成等
（不適切な記載例）
相続、相続手続き、親族調査、相続登記等

ここで留意が必要なことは、「遺産分割協議書の作成」などの行政書士業務を正確に記入せず、「相続」とか「相続手続き」という具体的ではない文言の場合、市区町村窓口と無用なトラブルを引き起こす可能性があります。ここで他士業の業務と思われる業務の種類を記入したことで市区町村窓口から様々な質疑を受け、請求が認められない場合もありうるので特に注意が必要です。

（２）上記に該当する具体的事由欄の記載

遺産分割協議書の作成、相続関係説明図の作成の場合は「権利行使又は義務履行」に該当しますので①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の記載事項の確認を必要とする理由、を記載してください。

記載例）①依頼者の夫、栃木政男の死亡
②相続
③遺産分割協議書等を作成するにあたり、相続人の確定をなす必要がある。

③には、具体的に必要な理由を記載してください。確認作業の中で、不適切な例としては、“被相続人○○の遺産分割協議書の作成”と記載されたものがありました。この場合、遺産分割協議書等の作成になぜ戸籍等が必要であるかの理由が記載されていないため適切ではありません。

４．提出先又は提出先がない場合の処理の欄

遺産分割協議書等の作成の場合、依頼者に渡すと記載してください。ここで留意していただきたいことは、遺産分割協議書作成後、行政書士業務として取得した戸籍等を、依頼人が土地等の所有権移転登記手続きに利用することもありますが、登記手続きは行政書士の業務ではないため、提出先を法務局などと記載しないようにしてください。

以上留意していただきたい点を説明しましたが、改めて、職務上請求書取扱の手引きをご精読のうえ、適正な使用をお願い致します。

なお、「職務上請求書取扱いの手引き」は

【栃木県行政書士会ＨＰ】
↓
【会員専用ログイン】
↓
【職務上請求書の留意点】

よりダウンロード出来ます。

（職務上請求書管理委員会委員　大橋勝典）

8．生活保護について

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所は、市（区）部では市（区）が、町村部では都道府県が設置しています。

■保護の要件等

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

◆ **資産の活用とは**
預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充てます。

◆ **能力の活用とは**
働くことが可能な方は、その能力に応じて働きます。

◆ **あらゆるものの活用とは**
年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用します。

◆ **扶養義務者の扶養とは**
親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けます。

そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

■支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

■保護の種類と内容

扶助の種類	該当する費用例	支　給　内　容
生活扶助	日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱費等）	基準額は、 （１）食費等の個人的費用 （２）光熱水費等の世帯共通費用 を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。（母子加算等）
住宅扶助	アパート等の家賃	定められた範囲内で実費を支給
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費、給食費他	定められた基準額を支給
医療扶助	医療サービスの費用	費用は直接医療機関へ支払 （本人負担なし）
介護扶助	介護サービスの費用	費用は直接介護事業者へ支払 （本人負担なし）
出産扶助	出産費用	定められた範囲内で実費を支給
生業扶助	生業に必要な資金、器具や資料を購入する費用、技能を習得するための費用、高等学校就学のための費用	定められた範囲内で実費を支給
葬祭扶助	葬祭に関する費用	定められた範囲内で実費を支給

■生活保護の手続きの流れ

１．事前の相談

生活保護制度の利用を希望される方は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当に相談してください。そこで生活保護制度の説明を受けていただくとともに、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用について検討されます。

２．保護の申請

生活保護の申請をされた方については、保護の決定のために以下の調査が実施されます。

①生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）
②預貯金、保険、不動産等の資産調査
③扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
④年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
⑤就労の可能性の調査

3．保護費の支給

1）厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入（年金や就労収入等）を引いた額を保護費として毎月支給されます。

2）生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告してください。
（年金については、年金額に変更があったときのみ）

3）世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが年数回の訪問調査が行われます。

4）就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導が行なわれます。

日本行政書士会連合会　公式キャラクター ユキマサくん

【栃木県内の福祉事務所一覧】

福祉事務所名	所在地	電話番号
芳賀福祉事務所 (所管)益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	〒321-4305 真岡市荒町１１６－１	０２８５－８２－３３２２
下都賀福祉事務所 （所管）上三川町、壬生町、野木町	〒323-0811 小山市犬塚３－１－１	０２８５－２１－２２１６
那須福祉事務所 （所管）塩谷町、高根沢町、那須町、 那珂川町	〒324-8585 大田原市住吉町２－１４－９	０２８７－２３－２１７１
足利市福祉事務所	〒326-8601 足利市本城３－２１４５	０２８４－２０－２１３３
栃木市福祉事務所	〒328-8686 栃木市万町９－２５	０２８２－２１－２２１２
佐野市福祉事務所	〒327-8501 佐野市高砂町１	０２８３－２０－３０２０
鹿沼市福祉事務所	〒322-8601 鹿沼市今宮町１６８８－１	０２８９－６３－２１７３
日光市福祉事務所	〒321-1292 日光市今市本町１	０２８８－２１－５１４９
小山市福祉事務所	〒323-8686 小山市中央町１－１－１	０２８５－２２－９６２２
真岡市福祉事務所	〒321-4395 真岡市荒町５１９１	０２８５－８３－６０６３
大田原市福祉事務所	〒324-8641 大田原市本町１－４－１	０２８７－２３－８６３７
矢板市福祉事務所	〒329-2192 矢板市本町５－４	０２８７－４３－１１１６
那須塩原市福祉事務所	〒325-8501 那須塩原市共墾社１０８－２	０２８７－６２－７１３６
さくら市福祉事務所	〒329-1392 さくら市氏家２７７１	０２８－６８１－１１０６
那須烏山市福祉事務所	〒321-0526 那須烏山市田野倉８５－１	０２８７－８８－７１１５
下野市福祉事務所	〒329-0492 下野市笹原２６	０２８５－３２－８８９９
宇都宮市社会福祉事務所	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭１丁目１－５	０２８－６３２－２１０５

《出典》厚生労働省ウェブサイト生活保護制度

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html)

支部だより

【塩　那】

令和４年度塩那支部定時総会の開催

４月１６日（土）　午前１０時より午前１１時まで、さくら市喜連川「お丸山ホテル」会議室でコロナの予防対策を講じ、マスク着用の対面による令和４年度塩那支部定時総会が開催されました。県行政書士会からは豊田副会長をお招きして、支部長をはじめ役員、会員１９名が出席しました。

議事では、令和３年度の事業報告、収支決算書について、支部長から説明されました。

特に、コロナ禍で支部研修旅行、市民公開講座や行政のイベントと併せた無料相談会など多くの活動が中止となりました。そのような情況下での取り組みとして、「道の駅きつれがわ」において支部単独で初めて行われた支部無料相談会の取り組みや「Ｚｏｏｍを活用したオンライン会議」と題した支部研修会の取り組みについて報告されました。続いて、令和４年度事業計画案、収支予算案では、これまで無料相談会の開催に至らなかった那須烏山市において、支部全体会員の連携協力を前提に新たな実施計画も提案されました。また、収支予算案やその他の議案では、会員から建設的な多くの意見が出されました。全ての議案が参加者全員で確認し、賛成多数で承認されました。

コロナ禍の厳しい環境下での開催でしたが久々に会員の元気な姿を見ながら審議でき有効で実り多い総会となりました。

（支局長　石下辰博）

【佐　野】

令和４年度第１回佐野支部理事会

４月１３日（水）午後３時より令和４年度第１回佐野支部理事会がオンライン会議にて開催されました。河田支部長をはじめ８名の出席者で開催されました。

『報告事項』としまして、「支部会員の動き」、「県理事より担当部事業の説明」他がありました。

『議題』では、大きく４つ取り上げ、「総会について」、「合同相談会相談員の当番について」、「今年度事業計画についての提案、要望」、「その他」と活発な意見交換・調整・確認を行いました。

「総会について」では、翌週に令和４年度定期総会の開催を控え、総会資料の検討、当日の役割分担、総会記念品の選定等が話し合われました。

「合同相談会相談員の当番について」は、本年度も積極的に、５月に佐野市役所、６月に葛生地区での無料相談会を開催する計画を立てており、当番を割り当てました。

「今年度事業計画についての提案、要望」では、相談会の事例集作成に取り組むことが提案され、次回の理事会で具体的に検討し取り組む方針となりました。当支部の理事会の素晴らしいと思うところをまた新たに発見できたのですが、「行政書士としていかに地域社会に貢献するか」という意識を持ち、知恵を絞りつつ、理事会メンバーの意見を尊重し、討議できる点が挙げられます。「できない」ではなく「できるようにするためにどうするか」をオンライン会議ではあるものの、熱い気持ちが伝わり、最後も笑顔で本理事会を締めくくることができました。

会員同士の触れ合える機会である翌週の定期総会を成功させるべく、理事・会員とも支部一体となって盛り上げていきたいと思います。

（支局長　坂上隆之）

【小　山】

春の交通安全市民総ぐるみ運動

本活動は、小山市が主催し小山警察署や小山地区交通安全協会その他の団体が協賛しているもので、市内１２箇所において同時に開催されています。コロナ感染対策として、個別の頒布に替わりプラカードの掲示のみとなっておりますが、当会からも継続的に参加協力し、交通事故のない世の中実現に向けて願いを新たに致しました。

（支局長　田邉幸樹）

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
16	R4.4.6	「種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令」等について
26	R4.4.13	「基準緩和自動車の認定要領について（任命通達）」の一部改正について
27	R4.4.13	マンション管理適正化・再生推進事業（マンションの新たな維持管理の適正化・再生推進）を実施する者の公募について
29	R4.4.13	限度超過車両の新たな通行確認制度（特殊車両通行確認制度）の運用開始について
30	R4.4.13	継続検査【指定整備】ＯＳＳにおける「使用者本人申請」の取り扱いの開始について
31	R4.4.13	「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver.3.0」の公表について
45	R4.4.13	社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインの改定等について
60	R4.4.19	申請取次事務研修会（６月ＶＯＤ方式）の開催について
67	R4.4.19	マイナンバーカード代理申請手続き事業の継続及び今後の活動について
68	R4.4.19	中央研修所研修サイトＶＯＤ講座「令和３年度民法・不動産登記法改正・相続土地国庫帰属法のポイント」について
82	R4.4.19	農地法・都市計画法関係業務担当者会議結果報告について
99	R4.4.27	令和３年度全国法教育担当者会議の結果報告について

栃木県行政書士会カレンダー（６月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
7	火	行政書士による相談（於:葛生地区公民館） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
8	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		小山市外国人相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:00	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋）	13:00～16:00	足利支部
9	木	第２回理事会	13:30～16:30	
		広報部会	16:30～	広報部
13	月	行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
14	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
15	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		国際業務研修会（於:宇都宮市文化会館第２会議室）	13:30～	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
16	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
17	金	行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
21	火	事務所経営に関する研修会	13:30～15:30	中小企業支援部
22	水	土地利用入門研修会	13:30～15:30	土地利用開発部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
23	木	行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ）	10:00～12:00	小山支部
24	金	職務上請求書管理委員会	13:30～17:00	総務部
26	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
30	木	登録説明会	10:00～11:00	総務部

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について
～日行連より～

標記の件について、国土交通省より日行連経由で周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

［国交省文書］社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について.pdf
［参考資料］下請指導ガイドラインの改訂で追加する内容.pdf
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（概要）.pdf
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン.pdf
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン改訂案 新旧対照表（案）.pdf

建設業法施行規則等の改正について
～栃木県県土整備部管理課より～

標記の件について、栃木県県土整備部管理課より周知依頼がありました。
今回の改正の内容は下記のとおりです。

①工事現場における書面での掲示義務の緩和
　規則第14条の３第１項の規定による各種掲示について、ICT機器を活用した表示も可能になった。
②地方整備局長等が行うことのできる立ち入り検査等の範囲の拡大
　従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長等もその権限を行使できることになった。
③新たな企業会計基準の公表・会社計算規則の改正を踏まえた所要の改正
　有価証券報告書の提出義務がある会社は、「収益認識に関する会計基準」が強制適用になったこと等を踏まえ、各種様式について改正された。

詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

建設業法施工規則等の改正について.pdf
国交省事務連絡　建設業法施行規則の一部改正について.pdf
別添：建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（官報）.pdf

限度超過車両の新たな通行確認制度の運用開始について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第29号】限度超過車両の新たな通行確認制度の運用開始について.pdf

継続検査【指定整備】OSSにおける「使用者本人申請」の取り扱いの開始について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第30号】継続検査【指定整備】OSSにおける「使用者本人申請」の取り扱いの開始について.pdf

「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer3.0」の公表について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第31号】「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer3.0」の公表について.pdf

氏　　名　星野　一明（ほしの　かずあき）
事務所名称　行政書士事務所　一燈（いっとう）
所　在　地　日光市今市７６３番地１
入　会　日　平成２４年１１月１日

行政書士事務所を始めたきっかけは？

学校を卒業し、初めに東京電力栃木支店（１年８ヶ月）に就職し、その後、栃木県警察官（３０年半）を奉職いたしました。

警察官は犯罪者を取り締まり刑罰に処す一助にはなりますが、被害者やその家族（場合によっては遺族）の経済的な補償まではできません。「警察官では出来ないことを自分がやる」という想いがあって、定年前に独立を決意し、保険代理店を開業しました。生命保険にはその経済的な部分を補えることができますので。

保険代理店を経営中、警察官時代の先輩行政書士から「保険に関連する相続・遺言を取り扱える行政書士を取得したら！」と勧められたのがきっかけで行政書士の資格を取得しました。

取扱い業務は？

相続・遺言、生前契約書（見守り・財産管理・任意後見・身元保証・死後事務委任など）、会社設立、古物商許可などが主な業務です。

所持資格について

行政書士、円満相続遺言支援士、ライフコンサルタント、終活カウンセラー、電気工事士、警備員指導教育責任者など幅広く資格をお持ちです。また、剣道は３段の腕前です。

所属団体について

日光は自分の出身地であり、また、県内は前職での勤務地であることから県内を中心とした地域とのつながり（ご縁）を大切にしています。お話のとおり、日光市商工会、栃木県警親会、アフラックアソシエイツ会、日光保護区保護司会、国際空手道連盟極真会館坂本派、今市報徳社など活動は多岐に渡ります。

事務所のお名前がユニークですが？

指導者のバイブルといわれる、幕末の儒学者佐藤一斎の『言志四録』の一節「一燈提げて暗夜を行く。暗夜を憂うること勿れ。只一燈を頼め」から、お客様にとっての一燈でありたいとの想いを込めました。

趣味は？

何が趣味なのか最近は分からなくなっておりますが、仕事以外で最も力を注いでいるのが、昨年７月から始めた「日光二宮星野塾」の運営です。「歴史に学び 人間力を高め 日本人の誇りを取り戻す」と銘打って毎月１回勉強会を主宰しています。地元の企業経営者、市議会議員、高校教諭、神社関係者、士業の方など様々な方が参加してくれております。中には栃木市、矢板市、鹿沼市などから参加される方もおります。

最後に今後の取組みについて

生命保険と行政書士業務を通じ、「生前から死後まで」人生における「法的・経済的リスクに備えること」をモットーに社会貢献していきたいと考えております。

（支局長　石川　茂）

支局かわら版

栃木市立文学館

栃木支部

４月２７日（水曜日）にオープンしたばかりの栃木市立文学館にやってきました。

文学館の建物は白とグリーンの大正時代を思わせる近代洋風のハイカラで素敵な建物です。この建物は平成２６年まで栃木市役所として利用されていました。大正１０年（１９２１年）に当時の栃木町の役場庁舎として建てられました。洋風の建物ですが、建てたのは日本の大工なので、和の技術も使われている和洋折衷の建物です。栃木市の有形文化財でもあります。

文学館の隣にある１１月にオープンする予定の栃木市立美術館は現代風の建物で、その２つの趣の異なる建物のコントラストも目を楽しませてくれます。

また、この２つの建物の南側と東側には県庁堀があり、堀を覗き込むと鯉がゆったりと泳いでいます。

中に入ると、１階は無料のスペースです。椅子とテーブルがあり、休憩したり、文学や美術に関する図書の閲覧をすることができます。旧栃木町役場の展示や郷土の先人の展示のコーナーがあります。今は日立製作所創業者である小平浪平に関する展示がありました。

２階の旧議場は展示室となっており、栃木市にゆかりのある山本有三、吉屋信子、柴田トヨの３人の展示があります。

山本有三の机や回転書架、吉屋信子のライティングデスク、柴田トヨのコタツなど３人の作家が使っていた家具などが展示されています。

これらの机やコタツで文学作品が書かれたのでしょうか。それぞれの作家の執筆活動がどんな様子だったのかを思わず、想像してしまいました。

２階にある、もう一つの展示場では、常設展示の中心となる有三・信子・トヨの育った昔の街並みを紹介する特別展を行っていました。

（２階は常設展と特別展を合わせて３３０円でした。）

１階と２階の床にはガラスがはまっている部分があります。１階は当時のままの床下、２階は当時のままの天井裏の梁を見ることができます。

ここを訪れて、そういえば、私が夢中で見ていたテレビドラマの原作は、山本有三の『真実一路』や吉屋信子の『あの道この道』であったことを思い出しました。

大正、昭和、平成、そして令和と４つの時代をここに佇んできて、新たに甦った文学館。一度と言わず何度も訪れる価値があるのではないでしょうか。

（支局長　田中順子）

研修詳細

～3タイプの行政書士に聞いてみました！！！～
事務所経営に関する研修会　中小企業支援部　主催

ベテラン・中堅・ダブルライセンス取得の三者三様の行政書士をパーソナリティとして、主な業務内容、事務所の内情、失敗談など、普段は聞けない内容をあえて突っ込んで聞いてみて行政書士の実情を探る、新入会員向けの研修会となっております。

Ｚｏｏｍで行いますが、先着１０名のみ行政書士会館でも受講できます。

○開催日時　令和４年６月２１日（火）　１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○講　　師　業務歴２０年のベテラン行政書士　１名
　　業務歴１０年超えの中堅行政書士　１名
　　社会保険労務士兼業の行政書士　　１名
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
　　会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
　　※　今回は資料がない可能性もありますが、その際もご連絡いたします。
○対 象 者　会員
○受 講 料　無料

Ｚ　ｏ　ｏ　ｍ　受　講　希　望　者

○定　　員　５０名（先着）
○申込方法　メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※　申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。

※　申込後、６月１３日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○申込締切　６月１０日（金）
○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

会　場　受　講　希　望　者

○定　　員　定員は１０名で基本的には先着とします。受講者証を送信します。
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込。ただしメールの場合は、Ｚｏｏｍ受講希望者と勘違いする可能性があるため、必ず会場での受講希望と記載願います。
○申込締切　６月１０日（金）
（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

研修詳細

国際業務研修会

国際部　主催

○開催日時　令和４年６月１５日（水）１３：３０～
○開催場所　**宇都宮市文化会館　第２会議室**（宇都宮市明保野町 7-66 ）
※通常と場所が違いますのでご注意ください。
○研修内容　実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
○対 象 者　会員（申請取次者でなくても受講できます。補助者は不可）
○受 講 料　無料
○申込締切　６月１０日（金）
○定　　員　３０名

＊会の外国人相談会の相談員、当日の相談事例発表者はお申込み不要です。
※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

研修詳細

土地利用入門研修会

土地利用開発部　主催

○開催日時　令和４年６月２２日（水）１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　行政書士の主要業務である土地利用業務全般について学ぶ初級者向けの研修会です。
具体的な依頼内容をいくつか想定しながら、学びます。
○対　　象　会員、補助者
○講　　師　行政書士　佐藤栄一
○受 講 料　５００円
○申込締切　６月１５日（水）
○定　　員　１８名

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
6/15	**国際業務研修会**	無　料	6/10			—	—
6/21	**～3タイプの行政書士に聞いてみました！！！～事務所経営に関する研修会**	無　料	6/10			—	—
		Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。					
6/22	**土地利用入門研修会**	５００円	6/15			—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和４年４月30日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	佐野 松原　慎介	R4.4.2	327- 0501	松原行政書士事務所 佐野市葛生東1-10-16	0283-85-4416	
	足利 志部早耶花	R4.4.2	326- 0325	志部さやか行政書士事務所 足利市高松町455	0284-82-8783	
	宇都宮 小曽根将太	R4.4.2	321- 0962	行政書士こそね事務所 宇都宮市今泉町541-1 グランドハイツ今泉922号	090-3816-0978	
	宇都宮 百目木礼子	R4.4.2	321- 0945	行政書士事務所ちぐら 宇都宮市宿郷1-13-16-1104	070-7656-8163	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
栃木	牧野　陽子	R4.4.30	廃業	那須	八木　源一	R4.4.30	廃業

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
鹿沼	大塚　圭希	所在地	鹿沼市栄町1-16-15
宇都宮	髙松　順子	属性／名称 所在地／電話番号	個人開業／たかまつ行政書士事務所 宇都宮市満美穴町742-2 ／ 080-1272-6871
宇都宮	山越　好之	所在地 電話番号	宇都宮市西原町3554-4　荒井事務所内 090-1400-8142
小山	岡本　祐樹	所在地	小山市塚崎1507-6
小山	大垣　則子	電話番号	0285-39-8242

建設環境部より「産業廃棄物収集運搬業特別研修会」開催日程のお知らせ

○開催日時　令和４年９月２９日（木）　９：３０～１７：００

研修会の詳細および申込書は、行政書士とちぎ８月号に掲載いたします。

昨年度までに発行された修了証のうち、第２１１号～第２８０号の修了証をお持ちの方については、２０２３年３月３１日が有効期限となります。修了証の更新を希望される方は、今年度の研修会をご受講下さい。（受講しない場合、有効期限をもってその効力を失います。）

編集後記

全国広報担当者会議が４年ぶりにＺｏｏｍで開催されました。各単位会が広報誌をデジタル化している現実を聞き、栃木会も変わらなくてはと思った次第です。

会員の皆様には、アンケートを取り、ご意見を聞かせていただきたいと思っています。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。

（広報部　小平磨弓）

行政書士とちぎ　５月号　No.545

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2022.5
令和４年５月15日発行
第545号
栃木県行政書士会
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は
頼れる街の法律家

伊藤聡子

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省 栃木県

日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

令和3年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金曜日 9:00～17:00
祝日・年末年始・お盆を除く）
028-638-0919（まるくいく）